

長久手市紙おむつ助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症やねたきり状態の在宅高齢者を介護している家族に対する経済的な支援と要介護者の健康的な生活の支援を目的として、紙おむつ助成金を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に基づき要介護度2から5と認定され、常時紙おむつの使用が必要な者
- (2) 介護保険施設に入所していない者
- (3) 本人の所得金額が2,000,000円未満の者（第9条第2項に規定する助成金のうち4月から7月までの申請分については、前年度所得とする。）

(助成金を支給する対象品目)

第3条 対象者又はその家族が、対象者の利用に供するために、次の各号のいずれかに該当する品目を購入した場合に限り、助成金を支給する。

- (1) 紙おむつ
- (2) 尿とりパット
- (3) その他高齢者が上記(1)及び(2)を使用するために必要な消耗品（使い捨て手袋、清拭剤等）

(受給資格の認定申請)

第4条 対象者又はその家族で、助成金の支給を希望する者は、長久手市紙おむつ助成金受給資格認定申請書（様式第1号）により、申請をする。

(支給の決定)

第5条 前条により、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受給資格の有無を長久手市紙おむつ助成金受給資格決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、受給資格を有すると認めるときは、長久手市紙おむつ支払証明書（様式第3号、以下「証明書」という。）を発行する。

(対象期間)

第6条 紙おむつ購入の対象期間は申請した日から当該年度末までとする。

(利用の方法)

第7条 第5条の規定により、長久手市紙おむつ支払証明書の交付を受けた家族等は、長久手市が指定した薬局及び薬店等において、第3条に掲げる品目を購入したとき

は、支払証明書に、その合計金額の証明を受けるものとする。ただし、病院に入院又は宅老所等介護保険施設以外の施設（以下「施設」という。）に入所し、その病院又は施設で第3条に掲げる品目を購入し、紙おむつ代及び対象期間の明記されている領収書に限り、証明書の代わりとすることができるものとする。

（助成金の申請）

第8条 助成金の支給を受けようとする者は、長久手市紙おむつ助成金支給申請書（様式第4号）に、証明書及び領収書を添えて、市長へ提出するものとする。

（助成金の支給上限額及び支給月）

第9条 助成金は、長久手市紙おむつ支払証明書に記載された合計額に9割を乗じて得られた金額（100円未満の単位は切り捨てる）とし、その支給上限額は、支給対象者1人当り年間50,000円を限度とする。

2 助成金は、前条の紙おむつ助成金申請書に基づき、4月から7月までの申請分は8月末までに、8月から11月までの申請分は12月末までに、12月から3月までの申請分は4月末までに支給する。

（不正な申請に対する措置）

第10条 偽り、その他不正な手段により、助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、支給を受けた助成金の全額又は、一部を返還させることができる。また、不正に助成金を請求又は受領した者は、それ以降の受給資格を認めないものとする。

（前条の処分通知）

第11条 市長は、前条の行為をした者に対し、処分する場合は、その理由を付し、文書をもって申請者に通知する。

（受給権の譲渡等の禁止）

第12条 紙おむつ助成金の支給を受ける権利を他人に譲渡したり、担保に供することを禁止する。

（報告）

第13条 市長は、紙おむつ助成金の支給に関し、必要と認める時は、受給資格の認定を受けた者から報告を求めることができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年5月1日から施行する。